

介護老人保健施設ラ・フォーレ天童短期入所療養介護(介護予防) 重要事項説明書

(令和6年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設ラ・フォーレ天童
- ・開設年月日 平成8年4月24日
- ・所在地 山形県天童市大字道満193番地の1
- ・電話番号 023-653-8211
- ・ファックス番号 023-653-8663
- ・管理者名 佐々木 大輔
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(0651680001号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ラ・フォーレ天童の運営方針]

- 1 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話を行い、居宅における生活への復帰を目指します。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。やむを得ず拘束を行なう場合は医師の判断によるものとし、態様、時間、利用者の心身の状況、拘束の理由等を診療録に記載します。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施します。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。
- 7 職員は、前項の目的達成のために論理性を持って互いに協調し、常に研鑽を重ねて利用者に相応しい処遇が図られるよう努力するものとし、

(3) 施設の職員体制

(人・以上)

	常勤	非常勤	常勤換算	夜間	
管理者	1		1.0		医師と兼務
医師	1	1	0.1		常勤は管理者と兼務
看護職員	10	5	13.3	1	
介護職員	29	1	29.9	4	
支援相談員	3				
作業療法士・理学療法士等	4		4.0		通所リハビリテーションと兼務
管理栄養士	1		1.0		通所リハビリテーションと兼務
栄養士	1		1.0		通所リハビリテーションと兼務
介護支援専門員	3		3.0		支援相談員との兼務
事務職員その他	7	0	7.0		通所リハビリテーションと兼務

但し、職種ごとの常勤及び非常勤の人数は基準日現在の人数とし、常勤換算後の人数が上記以上を満たす場合、常勤と非常勤の構成は上記の表と異なる場合があります。

職務内容

医師：利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。

看護職員：医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の（介護予防）短期入所療養計画に基づく看護を行います。

介護職員：利用者の（介護予防）短期入所療養計画に基づく介護を行います。

支援相談員：利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行います。

作業療法士・理学療法士：医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともにリハビリテーションの指導、リハビリテーションマネジメント等を行います。

管理栄養士及び栄養士：利用者の栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理を行います。

介護支援専門員：他職種と共同し、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行います。

その他全職員は、運営規程の方針に基づき業務を行います。

(4) 入所定員等 ・定員108名

・療養室 個室 15室、3人室1室、2人室 7室、4人室 19室

2. サービス内容

- ① (介護予防) 短期入所療養介護計画の立案
- ② (介護予防) 通所リハビリテーション計画の立案
- ③ 食事 (食事は原則として食堂でおとりいただきます。)

朝食 7時30分

昼食 12時

おやつ 15時

夕食 18時

- ④ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ 理容サービス
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 天童市立天童市民病院
- ・住 所 天童市駅西五丁目2番1号

- ・名 称 秋野病院
- ・住 所 天童市大字久野本362番地の1

- ・名 称 こんの歯科医院
- ・住 所 天童市乱川2丁目6-20

4. 緊急時の対応

- (1) 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関での診療を依頼することがあります。
- (2) 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- (3) 上記のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

5. 事故発生時の対応

- (1) サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- (2) 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- (3) 事故が発生した場合、当施設は身元引受人又は身元引受人等が指定する者及び県、市町村、介護支援事業者・介護予防支援事業者等に速やかに連絡します。

6. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会は、午前 9 時から午後 4 時までとします。
- ・ 消灯時刻は、午後 9 時とします。
- ・ 施設および施設敷地内は禁煙とします。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み及び管理は、利用者の責任において行うものとし、持ち込み品の数量、大きさは居室スペースを考慮し、持ち込み品すべてに記名していただきます。当施設は、紛失、盗難、破損等の責任は負いかねますのでご了承ください。
- ・ 金銭・貴重品の管理は行いませんのでご了承ください。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- ・ 他利用者へ迷惑となる行為は禁止します。
- ・ 施設内の設備・備品等について本来の用法に反し、破損等が生じた場合、損害を賠償していただくことがあります。

7. 非常災害対策

- ・ 防災設備 避難口（7カ所） 防火シャッター（3カ所） 防火ドア（1カ所）
スプリンクラー 屋内消火栓設備（10カ所）
誘導灯と誘導標識（32カ所） 非常用発電機 非常警報装置
漏電火災報知器 カーテン（布製防火性能）
- ・ 防災訓練
防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
利用者を含めた総合避難訓練……年2回以上
非常災害用設備の使用方法の徹底……随時

8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」および他利用者への迷惑行為は禁止します。

9. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設備えつけの「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

担当支援相談員 吉田美和 青柳美沙子 芦野喜美子（電話023-653-8211）
また、利用者の保険者等（市町村等）の介護保険担当部署及び国民健康保険団体連合会に
申し出ることができます。

市町村等	担当部署	電話番号
天童市	保険給付課	023-654-1111
東根市	福祉課	0237-42-1111
村山市	福祉課	0237-55-2111
寒河江市	健康増進課	0237-85-0731
山形市	介護保険課	023-641-1212
河北町	健康福祉課	0237-73-2111
山形県国民健康保険団体連合会	介護サービス推進室	0237-87-8000

10. 第三者評価について

当施設では実施しておりません

11. その他

当施設についての詳細は、パンフレット、ホームページをご参照ください。

<別紙2>

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について
（令和6年8月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は費用および利用者負担額です。）

(1) 施設利用料（1日あたり）

単位：円

	個室利用の場合			
	費用	法定代理受領サービスの利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	5,790	579	1,158	1,737
要支援2	7,260	726	1,452	2,178
要介護1	7,530	753	1,506	2,259
要介護2	8,010	801	1,602	2,403
要介護3	8,640	864	1,728	2,592
要介護4	9,180	918	1,836	2,754
要介護5	9,710	971	1,942	2,913
	多床室利用の場合			
	費用	法定代理受領サービスの利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	6,130	613	1,226	1,839
要支援2	7,740	774	1,548	2,322
要介護1	8,300	830	1,660	2,490
要介護2	8,800	880	1,760	2,640
要介護3	9,440	944	1,888	2,832
要介護4	9,970	997	1,994	2,991
要介護5	10,520	1,052	2,104	3,156

(2) 加算等

加算項目	費用	法定代理受領サービスの利用者負担額			摘要
		1割負担	2割負担	3割負担	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220円/日	22円/日	44円/日	66円/日	安定的な介護サービスを確認しサービスの質向上のため、介護福祉士を配置している場合に算定
夜勤職員配置加算	240円/日	24円/日	48円/日	72円/日	夜間における職員配置等を満たしている場合に算定
総合医学管理加算	2,750円/日	275円/日	550円/日	825円/日	治療方針を定め、投薬・検査・処置等を行った場合に10日を限度として算定
個別リハビリテーション実施加算	2,400円/日	240円/日	480円/日	720円/日	個別にリハビリテーション計画を作成し、20分以上実施した場合に算定
緊急短期入所受入対応加算*	900円/日	90円/日	180円/日	270円/日	状態や家族等の事情により短期入所療養介護が必要と認められ、居宅サービス計画に計画されていない短期入所療養介護を緊急に行った場合に利用開始から7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として1日につき算定
若年性認知症利用者受入加算	1,200円/日	120円/日	240円/日	360円/日	若年性認知症の方を受け入れ、その特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に算定
重度療養管理加算*	1,200円/日	120円/日	240円/日	360円/日	要介護4又は要介護5の利用者に対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合に算定
療養食加算	80円/食	8円/食	16円/食	24円/食	医師の発行する食事箋に基づき、利用者等告示に示された療養食が提供された場合に算定
緊急時治療管理加算	5,180円/日	518円/日	1,036円/日	1,554円/日	病状が著しく変化した場合に、緊急等やむを得ない事情により施設で行われた療養について算定
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	費用合計の7.5%	利用者負担合計の7.5%			介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出ている場合に算定

*介護予防短期入所療養介護を除く

(3) 食費および滞在費(1日当たり)

① 食費

朝食	381円
昼食	773円
夕食	624円

② 滞在費(療養室の利用費)

個室	1,683円
多床室	491円

食費および滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている限度額が上限となり、段階別負担限度額は次表の通りです。

利用者負担段階	滞在費		食費
	個室	多床室	
第1段階	550円	0円	300円
第2段階	550円	430円	600円
第3段階①	1,370円	430円	1,000円
第3段階②	1,370円	430円	1,300円

(4) その他の料金 (税込)

- ① 日常生活品費/日 178円 (非課税)
石鹸、ボディシャンプー、ボディースポンジ、ヘアシャンプー、ヘアリンス、剃刀、シェービングジェル、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ② 教養娯楽費 実費
レクリエーション等で使用する、折り紙、粘土等の材料や風船等遊具、書籍等の費用で、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ③ 理容代/回 2,770円 (非課税)
理容をご利用の場合にお支払いいただきます。
- ④ 行事費 実費
行事参加費や展覧会等の入場料等の費用で希望により参加された場合にお支払いいただきます。
- ⑤ 健康管理費 実費
インフルエンザ予防接種等に係る費用で希望された場合にお支払いいただきます。
- ⑥ 電気使用料 (テレビ、電気毛布等) /日 110円
- ⑦ 文書料 (健康診断書等) /通 1,650円
- ⑧ 証明書料/通 1,100円
- ⑨ その他複雑な文書料 (死亡診断書等) /通 5,500円
- ⑩ 家族介護指導料 (寝具使用料を含む) /人・泊 4,400円
- ⑪ 新聞・雑誌購読料 (個人購読分) 等 実費
- ⑫ 情報開示 閲覧 (1時間) 3,300円
以降、30分毎 1,650円
複写 (1枚につき) 33円
医師による説明 (1時間) 5,500円
以降、30分毎 2,750円
- ⑬ エンゼルケア代 (浴衣、下着、顔あて、あごバンド、化粧含む) 8,800円

(5) 支払い方法

- ・ 現金支払い、銀行振り込み、口座振替による支払いがございます。
- ・ 毎月5日までに、前月分の請求書を発行しますので、現金または銀行振込の場合は当月末までお支払い下さい。口座振替をご利用の場合は当月の16日引き落としとなります。
- ・ 口座振替をご利用の場合は、口座振替依頼書を提出した翌月からの引き落とし開始となります。

<別紙3>

個人情報の利用目的

介護老人保健施設ラ・フォーレ天童は、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている利用者、扶養者、家族等の個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該ご利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －ご利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
 - －事務機器等の保守・修理・調整等に際し必要な場合の外部事業者への情報提供